

第359回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

第76号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）中 第1表 歳出関係部分	3
第77号議案	令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計 補正予算（第1号）中 関係部分	3
第78号議案	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例中 関係部分	5
第82号議案	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	13

第76号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）中 第1表 歳出関係部分

令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）提案額一覧表

一般会計

(単位：千円)

区 分	当 初 予 算 額		6 月 補 正 額 予 算 額	今 回 補 正 予 算 提 案 額	合 計	
	総 額	一般財源			総 額	一般財源
教育推進費	13,295,447	9,551,708	6,000	98,600	13,400,047	9,637,508
学校運営費	7,620,960	6,730,022	0	436,400	8,057,360	7,166,422
学校整備費	8,725,904	1,397,255	0	0	8,725,904	1,397,255
社会教育施設等 整備費	1,298,552	129,952	0	0	1,298,552	129,952
小 計	30,940,863	17,808,937	6,000	535,000	31,481,863	18,331,137
高等学校等就学 助成費	9,080,213	1,782	0	0	9,080,213	1,782
人 件 費	281,058,100	223,527,187	0	0	281,058,100	223,527,187
合 計	321,079,176	241,337,906	6,000	535,000	321,620,176	241,860,106

第77号議案 令和4年度勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第1号）中 関係部分

令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算（第1号）提案額一覧表

特別会計

(単位：千円)

区 分	当 初 予 算 額		6 月 補 正 額 予 算 額	今 回 補 正 予 算 提 案 額	合 計	
	総 額	一般財源			総 額	一般財源
勤労者総合福祉 施設整備事業 特別会計	236,206	0	0	11,000	247,206	0

合計

(単位：千円)

区 分	当 初 予 算 額		6 月 補 正 額 予 算 額	今 回 補 正 予 算 提 案 額	合 計	
	総 額	一般財源			総 額	一般財源
教育委員会合計	321,315,382	241,337,906	6,000	546,000	321,867,382	241,860,106

令和4年度9月補正予算提案額の概要

(一般会計)

(単位：千円)

事項名	現計予算額		6月補正 予算額	今回補正予算 提案額	説明
	総額	一般財源			
教育研修所維持 運営費	37,918	29,026	0	2,600	県有施設等燃料高騰対策費 [電気料金やガス料金の高騰に伴い、県立施設での冷暖房費等がR4当初予算を大きく上回る見込みであることから、施設維持経費を措置]
義務教育施設維持 運営費	97,634	79,173	0	3,800	
高等学校維持 管理費	2,759,060	2,619,851	0	363,800	
特別支援学校維持 管理費	1,651,016	1,644,338	0	72,600	
社会教育施設維持 運営費	2,739,968	1,080,346	0	79,400	
健康増進施設維持 運営費	410,156	410,156	0	12,800	
体育推進費	237,246	210,863	6,000	0	
合計	7,932,998	6,073,753	6,000	535,000	

(特別会計)

(単位：千円)

事項名	現計予算額		6月補正 予算額	今回補正予算 提案額	説明
	総額	一般財源			
文化体育館管理 運営費	137,552	0	0	9,000	県有施設等燃料高騰対策費 [電気料金やガス料金の高騰に伴い、県立施設での冷暖房費等がR4当初予算を大きく上回る見込みであることから、施設維持経費を措置]
円山川公苑管理 運営費	95,728	0	0	2,000	
合計	233,280	0	0	11,000	

(合計)

(単位：千円)

事項名	現計予算額		6月補正 予算額	今回補正予算 提案額	説明
	総額	一般財源			
教育委員会合計	8,166,278	6,073,753	6,000	546,000	

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例中関係部分

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員	60歳	65歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63歳	65歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65歳	65歳
(エ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65歳	70歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(エ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続き勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすることをいう。以下同じ。）の対象となる管理監督職は、次に掲げる職（(1)ア(ウ)

及び(エ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(イ) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(エ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(エ)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める

管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(エ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき((イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は(ウ)若しくは(エ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする（第10条関係）。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする（第11条関係）。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあつては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 兵庫県職員定数条例の一部改正

知事の事務部局等の短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

3 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

地公法の引用条文を改める（第9条の4関係）。

4 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与

ア 定年前再任用短時間勤務職員（1(3)により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額を定める（職員給与条例第12条の3及び別表第1から別表第5まで並びに教育職員給与条例第13条の2、別表第1及び別表第2関係）。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を定める（職員給与条例第25条及び教育職員給与条例第28条関係）。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を定める（職員給与条例第26条及び教

育職員給与条例第29条関係)。

エ 定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の月額、職務の級に応じて人事委員会規則で定めるものとする(教育職員給与条例第26条関係)。

オ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする(職員給与条例第27条の3及び教育職員給与条例第30条の2関係)。

(2) 当分の間、次に掲げる職員を除き、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする(職員給与条例附則第7条及び教育職員給与条例附則第5条関係)。

ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

イ 1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員

ウ 定年条例第4条の規定により定年退職日後において引き続き勤務している職員

エ 1(2)エ(ア)又は(イ)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(3) 管理監督職勤務上限年齢調整額(職員給与条例附則第8条及び教育職員給与条例附則第6条関係)

ア 他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。

(4) 管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額(職員給与条例附則第10条及び教育職員給与条例附則第7条関係)

ア 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、(3)アの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)に準じて算出した額を給料として支給する。

イ 任用の事情を考慮して(3)ア又はアの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)又はアに準じて算出した額を給料として支給する。

- (5) (3)ア又は(4)の職員に対する教職調整額、農林漁業普及指導手当、期末手当又は勤勉手当の算定の基礎となる給料月額には、これらの給料を含むものとする（職員給与条例附則第11条及び教育職員給与条例附則第8条関係）。
- (6) (2)から(5)までに關し必要な事項は、人事委員会規則で定める（職員給与条例附則第12条及び教育職員給与条例附則第9条関係）。
- (7) 地公法の引用条文を改める（職員給与条例第17条及び教育職員給与条例第19条関係）。

5 職員の退職手当に關する条例（以下「職員退職手当条例」という。）及び公立学校職員等の退職手当に關する条例（以下「学校職員退職手当条例」という。）の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員には、退職手当を支給しないものとする（職員退職手当条例第1条及び学校職員退職手当条例第1条関係）。
- (2) 60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例
 - ア 当分の間、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、定年により退職した者に準じて算定するものとする（改正後の職員退職手当条例附則第13条及び第14条並びに改正後の学校職員退職手当条例附則第14条及び第15条関係）。
 - イ アは、1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員には適用しないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第15条関係）。
- (3) 退職した者の基礎在職期間中に、他の職への降任等、4(2)の給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額（退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする（改正後の職員退職手当条例第5条の2及び改正後の学校職員退職手当条例第5条の2関係）。
 - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - イ 退職日給料月額に、(ア)に掲げる割合から(イ)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - (ア) その者に対する退職手当の基本額が(3)によらずに計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- (4) 定年前早期退職者に対する(3)の適用について、その算定基礎に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例加算（以下「早期退職加算」という。）が含まれることとなるよ

う、必要な読替えを行う（改正後の職員退職手当条例第5条の3及び改正後の学校職員退職手当条例第5条の3関係）。

(5) (3)の適用を受ける者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（改正後の職員退職手当条例第7条の2及び改正後の学校職員退職手当条例第7条の2関係）。

(6) (3)及び(4)の適用を受ける定年前早期退職者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（職員退職手当条例第7条の2の2及び学校職員退職手当条例第7条の2の2関係）。

(7) 給料月額の変額改定とは、給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいうものとする（改正後の職員退職手当条例附則第10条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第12条関係）。

(8) 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置

ア 4(2)の給料月額の変定は、給料月額の変額改定に該当しないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第16条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第16条関係）。

イ 給料月額には、4(3)及び(4)の給料を含むものとする（改正後の職員退職手当条例附則第17条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第17条関係）。

(9) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置

ア 当分の間、定年前早期退職者のうち、勸奨を受けて退職した職員の早期退職加算の対象となる期間を60歳（1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳。イにおいて同じ。）に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで（現行：定年退職日の1年前まで）とする（改正後の職員退職手当条例附則第18条及び改正後の学校職員退職手当条例附則第18条関係）。

イ 当分の間、定年前早期退職者のうち、職制若しくは定数の改廃により退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者について、60歳に達する日以前に退職した場合にあっては早期退職加算の対象となる期間を60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで（現行：定年退職日の1年前まで）とし、60歳に達した日以後における定年退職日の1年前までに退職した場合にあっては早期退職加算として退職日給料月額に100分の2を乗じた額を加算するものとする（改正後の職員退職手当条例附則第19条及び第20条並びに改正後の学校職員退職手当条例附則第19条及び第20条関係）。

(10) 失業者の退職手当（改正後の職員退職手当条例第13条及び附則第12条並びに改正後の学校職員退職手当条例第11条及び附則第13条関係）

ア 職員としての勤続期間に含まれる職員以外の者としての期間に必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数（現行：18日）とする。

イ 退職の日後に事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者

が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間は、失業者の退職手当に係る支給期間に算入しないものとする。

ウ 失業者の退職手当の支給の特例の対象となる職員の退職の日の期限を、令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）に延長する。

(11) その他規定の整備を行う（職員退職手当条例第2条の4、第4条、第8条、第15条の3、第15条の4及び第15条の6並びに改正前の職員退職手当条例附則第1条から第24条まで並びに学校職員退職手当条例第2条の4、第4条、第7条の4、第13条の3、第13条の4及び第13条の6並びに改正前の学校職員退職手当条例附則第1条から第24条まで関係）。

6 兵庫県学校教職員定数条例の一部改正

県立学校の教職員及び県費負担教職員で短時間勤務再任用職員である者の数の上限を定める規定を削除する（附則第2項関係）。

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする（第3条関係）。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする（第4条関係）。

(3) その他規定の整備を行う（第5条の2及び第9条関係）。

8 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の5(10)及び第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする（附則第2条から第5条まで関係）。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第82号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状の更新制が廃止されたことに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 教育職員免許法に関する手数料のうち、次に掲げる手数料を削除する。(別表第4関係)。

- ア 教育職員免許状有効期間更新手数料
- イ 教育職員免許状有効期間延長手数料
- ウ 教育職員免許状更新講習修了確認手数料
- エ 教育職員免許状更新講習修了確認期限後確認手数料
- オ 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料
- カ 教育職員免許状更新講習免除手数料

(2) その他規定の整備を行う(別表第4関係)。

3 施行期日

公布の日

令和4年10月3日
文教常任委員会

第359回（定例）兵庫県議会 付託議案審査参考資料

第76号議案	令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）中 第1表 歳出関係部分	・・・・・・・・ 3
--------	--------------------------------------	------------

総務部 教育課

第76号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）中 第1表 歳出関係部分

令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）提案額一覧表

（一般会計）

（単位：千円）

区 分	現計予算額		補正予算 提案額	財源内訳				合 計
	総 額	一般財源		国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
事業費	44,153,199	31,095,671	162,000	162,000	0	0	0	44,315,199
人件費	174,407	174,407	0	0	0	0	0	174,407
合 計	44,327,606	31,270,078	162,000	162,000	0	0	0	44,489,606

令和4年度9月補正予算提案額の概要

（一般会計）

（単位：千円）

事項名	現計予算額	補正予算 提案額	財 源 内 訳				説 明
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
兵 庫 県 公立大学法人 運営費交付金	9,175,566	60,000	60,000	0	0	0	県有施設等燃料高騰対策費 60,000 〔電気料金等の高騰に伴う 冷暖房費等の施設維持費 増高分を措置する。 ・対象施設 県立大学、専門職大学、 ニュースバル〕
私立学校 助成費	33,595,210	102,000	102,000	0	0	0	私立幼稚園原油価格・物価 高騰対策一時支援金 102,000 〔光熱水費・食費等の高騰 による利用者負担の増加 を抑制するため、一時支 援金を支給する。 ・対象施設 私立幼稚園〕

閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度

文教常任委員会

件名	項目	調査理由
1 「生きる力」を育む教育の推進について	1 義務教育の推進について 2 特別支援教育の推進について 3 高等学校教育の推進について 4 人権教育の充実について 5 防災教育・情報教育等の推進について 6 児童生徒の体力づくりと健康教育について 7 兵庫県公立大学法人への支援及び県内大学との連携について	<p>子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、豊かな人生を送るためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの「生きる力」を育むことが重要である。また、経済のグローバル化や少子高齢化等が急激に進む中、より高度な人材育成や研究水準の確保等、高等教育の充実も求められている。</p> <p>このため、基礎・基本の定着と発達段階ごとの「個」に応じた学習指導による学力向上方策の充実、グローバル人材等の育成、魅力ある高校づくりに加え、特別支援教育の推進などの取組みについて調査するとともに、トライやる・ウィークをはじめとした体験教育の実施等によるキャリア形成の支援や防災教育の推進、また人権や職業教育の充実、体力向上や食育の推進等について調査する。</p> <p>さらに、兵庫県立大学における次代を担うリーダーの育成、次代を切り拓く先導的・創造的な研究の推進、地域の未来の活力創出に貢献する取組みとともに、芸術文化観光専門職大学における社会に貢献する専門職業人の育成、地域活性化に資する研究の推進、地域の発展・繁栄及び新たな国際交流の推進に貢献する取組みについて調査するほか、本県と県内大学との連携についても調査する。</p> <p>これらにより、第3期「ひょうご教育創造プラン」に基づく、「『未来への道を切り拓く力』の育成」について総合的に検証する。</p>
2 子どもたちの学びを支える環境の充実について	1 教職員の確保と資質向上について 2 働きがいのある学校づくりの推進について 3 教職員の健康管理・福利厚生について 4 公立学校の学級編制及び教職員定数について 5 公立学校の施設整備及び修学支援の充実について 6 私学教育の充実支援について 7 地域教育の推進について	<p>多様化・複雑化する教育ニーズに対しては、教職員が子どもに関わる教育課題等に適切に対応することや校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応することが重要である。</p> <p>このため、自信をもって子どもたちの教育にあたるよう、教職員の資質向上、働きがいのある学校づくり、健康管理・福利厚生についての施策、取組みについて調査する。</p> <p>また、学級編制基準、教職員定数、不登校・いじめ・問題行動への対応、長寿命化改修・トイレ改修などの施設整備、修学支援の充実等、安心して学べる環境づくり、重大事案の防止に向けた施策、取組みについても調査する。</p> <p>さらに、公教育の一翼を担う私学教育の振興のための施策・取組みについても調査する。</p> <p>加えて、学校、家庭、地域における様々な交流や体験を通じて子どもたちの豊かな成長がかなえられるよう、それぞれが当事者として自覚と責任を持ち、連携・協力し、地域全体で子どもたちの教育に取り組むことが必要である。全国的には、児童生徒が学力等を身につけるための取組みについて、地域の力が効果を発揮している例もある。</p> <p>このため、地域や家庭の教育力の向上を図るための施策、取組みについても調査する。</p>
3 人生100年を通じた学びの推進について	1 社会教育の推進について 2 文化財の保存と活用について 3 生涯スポーツ・競技スポーツの振興について	<p>自由時間や高齢者人口の増加等に伴い、県民の学習ニーズは高まるとともに多様化している。そのため、県民が生涯を通じて主体的に選択し得る様々な学習機会・場の提供が必要である。</p> <p>また、スポーツを通じて健康の増進を図ることは、人生を豊かにするとともに活力ある社会の形成に不可欠であり、誰もが年齢や体力に応じて「いつでも、どこでも、気軽に」参加できる機会や場の整備が求められている。</p> <p>このため、社会教育や文化財の保存と活用を図るための施策・取組み、神戸マラソンをはじめとした県民スポーツの振興等を図るための施策・取組みについて調査する。</p>

※各項目において、新型コロナウイルス感染症対策及び感染症を踏まえた対応の調査を含む